

議案第 67 号

渋川市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 3 年 6 月 10 日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市選挙公報の発行に関する条例の一部を改正する条例

渋川市選挙公報の発行に関する条例（平成 18 年渋川市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「添え」を「添えて」に改め、同条第 2 項中「前項の掲載文については、」を削り、「自覚し」の次に「、前項の掲載文には」を、「記載し」の次に「、又は記録し」を加える。

第 4 条第 1 項及び第 3 項中「申請」を「規定による申請」に改める。

第 5 条第 1 項中「選挙公報は、」を「委員会は、選挙公報を」に改める。

第 6 条中「法」を「委員会は、法」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

公職選挙法の一部改正及び条例の評価・見直しの審査結果に基づき、所要の改正をしようとするものである。

